

草津市空き家等対策計画（案）にかかる

パブリックコメントの募集について

草津市空き家等対策計画については、平成26年11月に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に基づき、市内における空き家等に関する施策を積極的に推進することを目的とし、平成29年度から平成33年度までの5年間に取り組んでいく基本的な施策をまとめたものであります。

この度、「草津市空き家等対策計画」の原案がまとまりましたので、皆さんの御意見を伺うため、パブリックコメントを募集します。皆さんの御意見をお待ちしております。

1 意見募集内容について

計画の概要は、以下のとおりです。

2 意見募集期間

平成28年12月20日（火）から平成29年1月19日（木）まで（予定）

■計画のコンセプト

1. 空家等の発生の抑制
2. 空家等の適切な管理や利活用の促進

■草津市の空家等に関する課題

1. 今後の空家等の発生数が増加する懸念
2. 空家等の一層の老朽化の進行と、管理不全な空家等が増加する懸念
3. 空家等の利活用の促進

■4つの基本方針

4つの柱となる基本方針を設定し、空家等に関する施策を推進します。

1. 空家等の発生の抑制
2. 空家等の適切な管理の促進
3. 地域特性に応じた空家等およびその跡地などの利活用の促進
4. 所有者等、行政、地域その他の団体・事業者等の協働

3 意見の提出方法について

御意見については、下記のとおり提出してください。提出にあたって、氏名（団体・企業の場合は、団体・企業名）、住所、電話（ファクス）番号を記入してください。

なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御了承ください。

提出先

草津市都市計画部建築課あて

- (1) 窓 口：草津市都市計画部建築課（草津市役所4階）
- (2) 郵 送：〒525-8588〔所在地記載不要〕建築課あて
- (3) ファックス：077-561-2486
- (4) Eメール：kenchiku@city.kusatsu.lg.jp

資料の閲覧場所

草津市役所（建築課、情報公開室）、各市民センター、人権センター、各隣保館、図書館、南草津図書館、市ホームページなど

※各施設の閉館日におきましては閲覧ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

※建築課、情報公開室につきましては、土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の閲覧ができませんが、市役所守衛室において閲覧が可能です。

4 パブリックコメントへの対応について

提出いただいた御意見は、内容を検討のうえ、計画策定の参考とさせていただきます。また、御意見の概要とそれに対する市の考え方については、市のホームページにて公表いたします。なお、個別の御意見に対して直接回答はいたしませんので、御了承ください。

5 個人情報について

御意見の提出に伴う氏名、住所等の個人情報につきましては、他の目的での利用、もしくは他への提供はしないとともに、適正に管理いたします。

6 問い合わせ先について

この件に関してのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

電話 077-561-2378（建築課）

077-563-1234（草津市役所代表）

※お電話によるお問い合わせの受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く）

ファクス 077-561-2486（建築課あて）

Eメール kenchiku@city.kusatsu.lg.jp